

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようと思わず、まずは各種無料相談窓口にご相談してみたいですか。

新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用と体温測定の実施にご理解、ご協力をお願いします。お出かけ前に、ご自宅で体温を測定し、37.5℃以上ある場合のほか、咳症状や倦怠感などがある場合は、相談を見合わせてください。相談会場でも体温測定を行い、37.5℃以上ある場合や咳症状がある場合などは、電話相談への切り替えや相談の延期などをさせていただく場合があります。



一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

弁護士が相談に応じます。
期日 11月4日(金)・18日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ
市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。
期日 11月11日(金)・25日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
相談ダイヤル ☎054(646)6055

巡回交通事故相談

県交通事故相談所の専門相談員が、交通事故に関する相談に応じます。事前予約が必要となります。
期日 11月10日(金)
時間 10:00～15:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。
期日 月・火・水・金曜日
時間 9:15～16:00
会場 さざんか
家庭児童相談室 ☎030083

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要です。
期日 11月18日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
東海税理士会島田支部 ☎0547@6575

行政相談

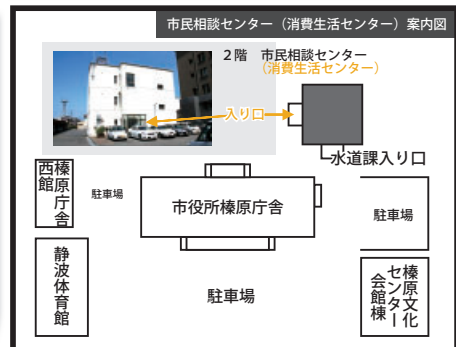
行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。
期日 11月4日(金)・18日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。
期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く。
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
長寿介護課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。
期日 11月20日(金)
時間 13:30～16:00
会場 相良保健センター
地域包括支援センターさがら ☎031900



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

子育て

10月は里親月間です。里親になりませんか。問い合わせ ことどもセンター 山本和正 ☎(23) 0083

さまざまな事情によって家庭で養育されることが難しい子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを「里親」といいます。

里親になるには

子どもの養育について、理解と熱意を持ち、豊かな愛情をもっていることが何よりも大切です。県が実施する研修を修了することや、経済的に困窮していないなどの要件を満たす必要があります。

里親の種類

養育里親 家庭に戻れるまでまたは自立できるまで、子どもを養育する里親
専門里親 虐待を受けた子どもや障害のある子どもを、経験と専門知識を活かして養育する里親
親族里親 子どもの扶養義務者で、親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親
養子縁組里親 養子縁組によって養親となることを希望する里親

里親になったら
○児童相談所が、面会や交流を繰

り返した上で、養育をお願いする子どもを決定します。
○子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費(生活費や教育費など)が公費で支給されます。
○養育中の子育ての悩みや不安には、児童相談所などが相談に応じます。

子どもたちは、温かい家庭生活を提供してくれる里親を求めています。子どもたちの明るい未来のために、里親に興味がある人はぜひご連絡ください。

「里親の申し込みについて」

▼牧之原市福祉事務所
ことどもセンター(こども家庭係) ☎(23) 0083
▼静岡中央児童相談所 ☎054(646)3570

「里親制度について詳しく知りたい人」
▼静岡県こども家庭課 ☎054(221)2922
▼静岡中央児童相談所 ☎054(646)3570
▼児童家庭支援センターはるかぜ ☎054(656)3456

相談

公的機関をかたった電話やマルチ商法、土地の契約などひとりで悩まずにまず相談してください。問い合わせ 市民相談センター 桑田義明 ☎(23) 0088

「事例①」
「国勢調査に関すること」と言っている電話があり、預金口座の情報や個人情報を知られた。答えなかったが、答えてもよかったのか。
【注意】
国勢調査では、調査員が電話で個人情報や預金額などを直接聞くことはありません。公的機関をかたり、家族構成などを聞き出す「アポ電」の可能性もあります。知らない番号からの電話には出ないようにしましょう。

事例②

「必ずもうかる良い話がある」と知人に誘われて、内容がよくわからないまま借金をして数十万円支払った。知人を誘うと紹介料が受け取れるとも聞いた。しかし全然もうからず、知人の勧誘もうまくいかない。借金の返済もできないので、解約したい。
【注意】
「絶対にもうかる」「簡単にもうかる」投資はありません。友人や知人に誘われても、よく考えて不審だと思ったら、きっぱりと断りましょう。カードでの高額決済や借金をしてまで契約してはいけません。

「事例③」
売れないと思っていた山林を「売ってあげる」と知らない業者から電話で勧誘され、契約した。売却のための現地調査・測量などの名目で支払いをしたが、別の価値のない土地との交換になっていた。
【注意】
過去に原野商法(原野などの価値の無い土地をだまして売りつける悪徳商法)の被害に遭った人や土地を相続した人が、新たな被害に遭っています。クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。おかしいと思ったら早めに相談しましょう。

まとめ

一度結んだ契約は、勝手にやめることができません。契約前によく確認しましょう。困ったときは、相談員が解決の方法を一緒に考えます。諦めずに市民相談センターに相談しましょう。